

# 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
2月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話 : 03 - 3609 - 7668

FAX : 03 - 3609 - 0404

HP : <http://www.srseki.info>



## 競合他社への転職禁止と「職業選択の自由」

優秀な人材とノウハウの流出防止を目的に、外資系生命保険会社（アリコ社）が執行役員との間で取り交した「退職後2年以内に競合他社に就業するのを禁止し、違反した場合は退職金を支給しない」とする契約の有効性が争われた訴訟で、東京地裁は1月13日、「職業選択の自由を不当に害し、公序良俗に反して無効」との判断を示しました。

原告は保険商品を代理販売している提携金融機関への営業を統括していました。2009年6月に退社し、翌月に別の生保に転職したため、アリコ社は退職金を支給しませんでした。判決は、請求通り退職金約3,000万円の支払いを命じました。

地裁判決は、男性はアリコ社で機密情報に触れる立場になく、転職後は異なる業務に携わっていたとして「アリコ社に実害が生じたとは認められない」と指摘。「転職先が同じ業務を行っているというだけで転職自体を禁じるのは制限として広すぎる。禁止期間も相当ではない」としています。

同業他社への転職禁止については、三晃社事件での最高裁判決（最高小二判昭52.8.9）が有名です。同事件は、「同業他社に就職した場合、退職金の半額を返還する」という契約の有効性が争われ、最高裁は次の判断をしています。

- ①営業担当社員に対し退職後の同業他社への就職をある程度の期間制限することをもって直ちに社員の職業の自由等を不当に拘束するものとは認められない。
- ②退職金の定めは、制限違反の就職をしたことにより、勤務中の功勞に対する評価が減殺されて、退職金の権利そのものが一般の自己都合による退職の場合の半額の限度においてしか発生しないという趣旨と解すべきである。

この最高裁判決は、同業他社への就職による退職金減額条項の効力を一律に認めたわけではありません。減額条項の存在を前提とし、個別具体的に、使用者の業種、従業員の職種と地位、競業禁止の範囲およびその代償との関係などを斟酌して、退職金減額条項の効力が判断されています。

# 内縁関係でも遺族厚生年金はもらえますか

私と10年以上も同棲していた内縁の夫が、先月亡くなりました。故入には、離婚同様といえるような状態ですが戸籍上の配偶者がいます。このような場合、私に遺族厚生年金は支給されるのでしょうか。

## ➡ 支給される場合もある

ご質問の場合は、他に法律上の妻がいるケースです。このような場合は原則として、内縁関係にある者には支給されません。しかし、たとえ、法律上の婚姻関係があっても、①当事者が離婚の合意に基づき、夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが、戸籍上離婚の届出をしていない場合があるとき、②一方の悪意の遺棄によって共同生活が行われていない場合において、その状態が長期間継続し当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるときなどは、法律上の婚姻関係がその実態を失っているといえます。

このような場合、他に「**事実上婚姻関係と同様の事情**」にある者がいるときは、**その者に遺族厚生年金が支給されることとされています。**

したがって、法律上の妻と故人との間の生活の実態、婚姻関係継続の意思などによっては、遺族厚生年金が支給される場合があるといえます。

## ➡ 遺族厚生年金を受けられ順位

遺族厚生年金をうけることができる遺族の範囲及び順位には、被保険者又は被保険者であった入の配偶者及び子が第1順位で、以下、父母、孫、祖父母の順になっており、これ以外の方は遺族厚生年金をうけることができる遺族には含まれません。子は第1順位とされてい

ますが、配偶者が受給権を有する間は支給停止となり、まず配偶者に遺族厚生年金が支給されるといえます。

## ➡ 配偶者には事実上婚姻関係にある人も含まれる

配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある人も含まれます。ただし、内縁関係といっても、すべての事実関係を認めるのではなく、当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、かつ、その事実関係がある場合であって婚姻の届出のみを欠く関係をいうとされています。

すなわち、正式な届出さえすれば法律上の婚姻となるような関係であればよいといえるでしょう。

## ➡ 事実上の婚姻関係といえない者

次のような場合は「事実上婚姻関係と同様の事情」にある者とはいえません。

(1) 叔父と姪の関係のように、適法な婚姻関係が成立しない場合

(2) 他の法律上の配偶者がおり、その者と故人との間に、実態上も夫婦としての共同生活が認めうる場合

質問者の場合、遺族年金を受けようとする場合は、その事実を証明する証拠書類を提出することになります。

# 意外と難しい賃金や労働時間の端数計算

当社では遅刻や早退の時間計算を15分単位としています。したがって、1分遅刻した場合にも15分の賃金を差し引くやり方を取っていません。基準法違反という者がいますが問題はないでしょうか。

## 労働者の不利益になる計算方法

遅刻などの時間計算をきりのいい15分単位であるとか30分単位で処理することにはなんら問題がありません。

しかし、1分の遅刻に対して15分の賃金控除をすとか、5分の遅刻にたいして30分の遅刻として賃金カットすることは労働基準法第24条の賃金全額払いの原則に違反します。

遅刻などの時間計算で15分単位とする場合、15分未満の遅刻は切り捨てて処理し、15分～29分までの遅刻を

15分の遅刻として処理するのであれば問題はないということになります。

## 遅刻等は懲戒規定で別に対処

遅刻した時間相当分を賃金カットすることは問題ありませんが、1分の遅刻でも15分の遅刻として処理することなどは制裁の取り扱いになります。

遅刻・欠勤等に制裁を課すには、就業規則等に懲戒規定を設けて(労基法89条9号)対処することになります。

## 端数処理の取り扱いに関する通達 (昭63.3.14 基発150号)

区分	端数処理の内容	適・不適
時間の端数処理	5分の遅刻を30分の遅刻として賃金カットすること	不適
	法定労働時間内に収まっている1か月の労働時間の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること(パートの場合要注意です)	不適
割増賃金の計算における端数処理	①1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること	適
	②1時間当たりの賃金額および割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること	適
	③1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること	適
1か月の賃金支払い数における端数処理	④1か月の賃金支払額に100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切り捨てそれ以上を100円に切り上げて支払うこと。	適
	⑤1か月の賃金支払額に生じた1000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと	適

**●年金 4月分から0.3%減**

厚生労働省は、公的年金の支給額を4月分（6月支給）から0.3%引き下げると発表した。消費者物価指数の昨年の下落幅が固まったのを受けたもので、引き下げは2年連続。これと別に、過去の物価下落時に据え置かれた分（0.9%）も3年かけて引き下げる方針で、今国会で関連法案が成立すれば10月分から実施する。（1月27日）

**●「最低保障年金」消費税増税7%分が必要**

民主党は、政策として掲げる「最低保障年金」を導入した場合、2075年度時点で最大25兆円余りの追加財源が必要になるとする試算結果を明らかにした。これは、現在議論されている消費税の10%引上げとは別に、新たに7.1%の増税が必要となるもの。（1月25日）

**●派遣労働者数が10.1%減少**

厚生労働省は、2010年度に派遣労働者として働いた人の数が、1日平均で約271万人（前年度比10.1%減）だったと発表した。「2009年度（同24.3%減）と同様、派遣切りの傾向が続いて減少につながった」と分析している。（1月21日）

**●国年保険料 2012年度は40円引下げ**

厚生労働省は、2012年度における国民年金保険料について、今年度より月額で40円引き下げ、1万4,980円とすることを決定した。2年連続の引下げで、年金支給額も4月分から0.3%下がる見通し。（1月18日）

**●後期高齢者医療制度 保険料上限を引上げ**

政府は、75歳以上の人を対象の後期高齢者医療制度に関して、今年4月から、保険料の上限を現行の「年50万円」から「年55万円」に引き上げるため、政令を改正した。中低所得者層

の保険料上昇を抑えるのがねらい。（1月18日）

**●「紹介状なし」の大病院受診は負担増に**

厚生労働省は、患者が紹介状なしに大病院で受診した場合の初診料を引き下げて、その分を保険外の料金に転嫁する方針を明らかにした。4月からの診療報酬改定で実施する考えで、保険外の料金は患者が全額を支払うため、患者の負担が増えることとなる。（1月14日）

**●2011年の倒産件数が減少**

帝国データバンクが発表した2011年「全国企業倒産集計」（負債額1,000万円以上）で、倒産件数が1万1,369件（前年比2.5%減）となり、2年連続で減少したことがわかった。また、東京商工リサーチが発表した2011年「全国企業倒産状況」でも1万2,734件（同4.4%減）となり、3年連続で減少した。（1月14日）

**●賃金格差 東京と青森で月額15万円超に**

厚生労働省が2011年の「賃金構造基本統計調査」（全国4万5,818事業所が回答）の結果を発表し、平均所定内給与額のトップは20年連続で東京（37万2,900円）、最下位は青森（22万2,200円）となったことがわかった。（1月11日）

**●パートへの社保適用拡大 中小企業は猶予へ**

厚生労働省は、2015年度までの実施を目指しているパート労働者への社会保険の適用拡大に関して、中小企業の負担が急増しないよう、従業員300人以下の企業については適用を猶予する方針を示した。また、300人超の企業についても、対象者は「月収9.8万円以上」とする激変緩和措置を検討している。（1月11日）